

## 幸田町三河町村観光交流宿泊施設利用助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三河町村広域交流協定書（北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町及び北設楽郡豊根村（以下「協定町村」という。）と幸田町との間で令和3年3月30日付けで締結した協定書をいう。）に基づき、協定町村に所在する観光を目的とした宿泊施設の利用に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、三河町村間の相互交流を促進し、各町村の特徴ある地域資源を活用して観光情報や魅力の発信による交流人口の増加を図り、もってまちの活性化を図ることを目的とする。

### (助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、第6条の規定により申請する日において、町内に住所を有し、かつ、町の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、小学校就学前の子どもを除く。

### (助成の対象となる宿泊)

第3条 助成の対象となる宿泊は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 観光を目的とした宿泊であること。
  - (2) 協定町村に所在する宿泊施設が提供する宿泊プランであって町長が指定するものを利用すること。
  - (3) 次条の規定による助成及び他の補助金等を受けた結果、同条第1項各号に規定する助成金の額を超えて、当該助成を受けて宿泊をしようとし、又は宿泊をした者に当該宿泊の費用の負担があること。
- 2 前項第2号に規定する指定は、協定町村に所在する観光協会等（以下「観光協会等」という。）を通じて三河町村観光交流宿泊施設利用助成事業参加申請書（様式第1号）により宿泊施設の事業者が申請してこれを行う。

### (助成金の額)

第4条 町長は、助成の対象となる宿泊について、次の各号に掲げる宿泊施設の区分に応じ、当該各号に定める額を助成することができる。

- (1) キャンプ場及びバンガロー 次のアからウまでに掲げる利用の区分に応じ、当該アからウまでに定める額
    - ア 棟単位での利用 1棟1泊5,000円
    - イ 室単位での利用 1室1泊5,000円
    - ウ 区画単位での利用 1区画1泊3,000円
  - (2) キャンプ場以外の宿泊施設 次のア及びイに掲げる利用の区分に応じ、当該ア及びイに定める額
    - ア 中学生以上の利用 1人1泊5,000円
    - イ 小学生の利用 1人1泊2,500円
- 2 前項各号に規定する助成金（以下「助成金」という。）は、同一年度において1人当たり宿泊1泊分とする。ただし、同項第1号に掲げる利用の区分の宿泊を団体で利用する場合にあっては、当該団体の代表者のみを助成の対象とする。

### (協定の締結)

第5条 町は、観光協会等とあらかじめ三河町村観光交流宿泊施設利用助成事業への協力の内容その他必要な事項に関する協定を締結するものとする。

(助成券の交付の申請)

第6条 助成を受けて宿泊をしようとする者（以下「利用者」という。）は、宿泊施設に宿泊の予約をした上で、宿泊する日の10日前（当該日が幸田町の休日を定める条例（平成元年幸田町条例第17号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の前日）までに三河町村観光交流宿泊施設利用助成券交付申請書（様式第2号。以下この条において「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出については、申請書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして町長が定めるものをいう。）をもって作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、町長が定めるものをいう。）をもって行うことができる。

(助成券の交付)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することを適当と認めたときは、利用者に対し、三河町村観光交流宿泊施設利用助成券（様式第3号。以下「助成券」という。）を交付する。

2 前項の規定による交付を受けた利用者以外の者は、助成券を使用することができない。

(助成券の返還)

第8条 利用者は、第6条の規定により申請をした宿泊の利用を変更し、又は中止したときは、遅滞なく町長に報告し、当該宿泊について交付された助成券を速やかに返還しなければならない。

(助成券の利用)

第9条 第7条第1項の規定により助成券の交付を受けた者は、指定した宿泊施設に宿泊するときに助成券を提出しなければならない。

2 前項の規定による助成券の提出を受けた宿泊施設は、その内容を確認し、適当と認めたときは、宿泊の費用から助成券に記載された助成額を控除した額を領収しなければならない。

(助成券の決定の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成券の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たしていないことが明らかとなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成券の交付を受けたとき。
- (3) 災害その他の事故により宿泊施設を使用することができなくなったとき。
- (4) その他町長が不適当と認めたとき。

(助成金の申請)

第11条 第9条第1項の規定により助成券の提出を受けた宿泊施設は、助成券の提出を受けた日から30日以内に当該宿泊施設が所在する協定町村の観光協会等に助成券を提出しなければならない。

2 前項の規定により助成券の提出を受けた観光協会等は、これを取りまとめ、町長が別に定める日までに、三河町村観光交流宿泊施設利用助成金交付申請書兼請求書（様式第4号）に当該助成券を付して町長に助成金の交付の申請をしなければならない。

（助成金の交付）

第12条 町長は、前条第2項の規定により助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを適当と認めたときは、助成金を交付するものとする。

2 観光協会等は、前項の規定により助成金の交付を受けたときは、助成の対象となる宿泊の実績に応じてこれを振り分け、宿泊施設に交付しなければならない。

（助成金の交付の取消し）

第13条 町長は、交付の決定を受けた観光協会等又は前条第2項の規定により交付を受ける宿泊施設が偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第14条 町長は、助成金の交付又は第12条第2項の規定による交付を受けた者が偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。